

法第85条第6項及び第7項による緩和項目一覧表

条項 【法】	標 題	緩和適用	
12条1～4項	報告、検査等		
21条	大規模の建築物の主要構造部等		
22条	屋根		
23条	外壁		
24条	建築物が22条1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置		
25条	大規模の木造建築物等の外壁等		
26条	防火壁等		
27条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物		
31条	便所		
34条2項	(非常用)昇降機		
35条の2	特殊建築物等の内装		
35条の3	無窓の居室等の主要構造部		
37条	建築材料の品質		
3章 (都市計画 区域等にお ける建築物 の敷地、構 造、建築設 備及び用 途)	41条の2	適用区域	
	42条	道路の定義	
	43条	敷地等と道路との関係	
	43条の2	その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	
	44条	道路内の建築制限	
	45条	私道の変更又は廃止の制限	
	46条	壁面線の指定	
	47条	壁面線による建築制限	
	48条	用途地域等	
	49条	特別用途地区	
	49条の2	特定用途制限地域	
	50条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	
	51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	
	52条	容積率	
	53条	建蔽率	
	53条の2	建築物の敷地面積	
	54条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離	
	55条	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度	
	56条	建築物の各部分の高さ	
	56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	
	57条	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	
	57条の2	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例	
	57条の3	指定の取消し	
	57条の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度	
	57条の5	高層住居誘導地区	
	58条	高度地区	
	59条	高度利用地区	
	59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	
	60条	特定街区	
	60条の2	都市再生特別地区	
	60条の2の2	居住環境向上用途誘導地区	
	60条の3	特定用途誘導地区	
	61条	防火地域及び準防火地域内の建築物	
	62条	屋根	
	63条	隣地境界線に接する外壁	
	64条	看板等の防火措置	
	65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	
	66条	第38条の準用	
	67条	特定防災街区整備地区	
	67条の2	第38条の準用	
	68条	景観地区	
	68条の2	市町村の条例に基づく制限	
	68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等	
	68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
	68条の5	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
	68条の5の2	区域を区分して建築物の容積率を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
	68条の5の3	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	
68条の5の4	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例		
68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例		
68条の6	道路の位置の指定に関する特例		
68条の7	予定道路の指定		
68条の8	建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置		
68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造		

※条項 【令】	標 題	緩和適用	
22条	居室の床の高さ及び防湿方法		
28条	便所の採光及び換気		
29条	くみ取便所の構造		
30条	特殊建築物及び特定区域の便所の構造		
37条	構造部材の耐久		
46条	構造耐力上必要な軸組等		
49条	外壁内部等の防腐措置等		
67条	接合		
70条	柱の防火被覆		
3章8節	構造計算		
112条	防火区画		
114条	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁		
5章の2 (特殊建築物等の 内装)	128条の3の2	制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室	
	128条の4	制限を受けない特殊建築物等	
	128条の5	特殊建築物の内装	
129条の2の3	建築設備の構造強度（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）		
129条の13の2	非常用の昇降機の設置を要しない建築物		
129条の13の3	非常用の昇降機の設置及び構造		

※高さが60m以下のものに限る。